

電子決済等代行業に関する表示

株式会社電算システム(以下、「当社」といいます。)が営む電子決済等代行業について、銀行法第52条の61の8の定めに基づき、以下について開示いたします。

- 1. 電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名及び住所**
株式会社電算システム
本社：〒501-6196 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
- 2. 電子決済等代行業者の権限に関する事項**
当社がご利用様が取引をされた事業者および団体等から委託を受け収納代行業務を行っています。電子決済等代行業においては、ご利用様のご依頼に基づいて、弊社が提携する金融機関に対して振込指図の伝達を行います。
- 3. 電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項**
当社のシステムの欠陥により、ご利用様から受けた指図内容を処理できず、または誤って処理した場合、当社の管理の不備により情報漏えいが生じた場合、その他の当社の責めに帰すべき事由による場合は、当社が当該損害の賠償責任を負います。
- 4. 電子決済等代行業に関するご利用様からの苦情又は相談の窓口**
株式会社電算システム ビジネスイノベーション事業本部
決済ソリューション事業部
電話： 岐阜 058-279-3482 東京 03-3206-6556
(営業時間 9:00~17:00 平日のみ)
- 5. 電子決済等代行業の登録番号**
東海財務局長(電代) 第3号
- 6. ご利用様が支払うべき手数料、費用等**
ご利用様が支払うべき手数料はありません。
- 7. 電子決済等代行業における振込指図に係る金額の上限**
999,999円
- 8. ご利用者との間で継続的に電子決済等にかかる取引を行う場合の契約期間及びその中途での解約時の取扱い**
該当はございません。
- 9. ご利用者様から当該ご利用者様に係る識別符号等を取得して電子決済等代行業に係る取引を行う場合について**
該当はございません。
- 10. 銀行が営む業務との誤認を防止するための情報のご提供**
当社のサービスは、電子決済等代行業者として、ご利用様のご依頼に基づいて、弊社が提携する金融機関に対して振込指図の伝達を行うものであり、当連携先金融機関が行うサービスではありません。また、当社は電子決済等代行業者としての業務を行うものであり、連携先金融機関を代理する権限を有しません。

以上